

令和5年分確定申告相談会における対応等について

所得税確定申告相談会：令和6年1月23日（火）～3月15日（金）

消費税確定申告相談会：令和6年3月18日（月）～4月1日（月）

1. 相談体制について

① 相談受付時間について

確定申告相談会期間中は、午前のみ受付終了時間を通常より15分早めさせていただきます。
ご理解とご協力をお願いいたします。

通常	確定申告期間
午前9時00分～11時30分	午前9時00分～11時15分
午後1時00分～3時30分	変更なし

※ 変更期間は令和6年1月23日～4月1日までとなり、通常の期間についての変更はありません。

※ 相談来所者数が多い場合、来所者数に制限を設け、**受付時間を早めに締め切ることがあります**。
早い時期に余裕をもって相談にお越しください。

② 相談時間について

円滑な確定申告業務を行うため、**確定申告相談会期間中の相談時間**については、下記表の通りとなります。**「記帳確認並びに決算相談会」にお越しになり、早めに準備をお済ませください。**

相談方法	相談時間	注意点
会計ソフトをご利用の方	60分以内	原則1人1回。完全予約制。この相談期間中における、 記帳（入力）確認の相談は行いません 。
優先予約の方 （手書きによる記帳）	60分以内	予約 をお取りの上1人1回のみの相談。申告が終わらなかった場合は、翌日以降、来所順に相談を受付いたします。
上記以外の方	60分以内	従来通り、来所順に相談を受付いたします。申告が終わらなかった場合は、翌日以降、来所順に相談を受付いたします。

③ 予約制について

優先予約について（会計ソフトをご利用の方を除きます。）

・ 予 約 条 件【次の（１）と（２）の条件を満たしていること】

（１）「記帳確認並びに決算準備相談会」にお越しになり、記帳確認が済んでいる方。

（２）マイナンバーカードを取得されている方

・ 相 談 期 間：令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

※ 2月3日（土）・10日（土）・日・祝日を除きます。

2月17日（土）・24日（土）は午前中のみとなります。

・ 相 談 時 間：相談受付時間内において1人60分以内（1回のみ。各時間帯に予定枠数がありますことをご承知おきください。）

・ 予約受付期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）まで、電話にて受付をいたします。

・ 予約連絡先：川崎西青色申告会 TEL 044-911-4616



会計ソフトを利用して相談を受ける方の予約について

- ・相談期間：令和6年1月23日（火）～2月29日（木）
※ 2月3日（土）・10日（土）・日・祝日を除きます。2月17日（土）・24日（土）は午前中のみとなります。また夜間相談会がご利用できます。
- ・相談時間：原則1人60分以内・1回のみの相談となります。
- ・予約開始日：令和5年12月20日（水）より順次受付開始
※ 予約枠数には限りがあり、ご希望の日程に添えられないことがあります。
お早めに予約をお取りください。
- ・予約連絡先：川崎西青色申告会 TEL 044-911-4616

その他、申告期間中におきましては「夜間相談会」を予約制で行います。日程等につきましては12月配布予定の会報「確定申告相談会開催のお知らせ」でお知らせいたします。

2. 青色申告特別控除65万円（上限）適用に向けた対応について

○ 手書きで複式簿記による記帳をされている方

マイナンバーカード	注意点
取得している方	会計システムにデータを入力し、 ご持参いただいたマイナンバーカード で確定申告データを送信します⇒ 優先予約 をご利用ください！
取得していない方	会計システムにデータを入力し、税理士署名による確定申告データの送信（代理送信 注1をご確認ください）をします。

○ 会計ソフトブルーリターンAをご利用の方

マイナンバーカード	優良電子帳簿保存 （旧電子保存含む）	対 応
取得している方		日頃の記帳データより決算・申告データを作成し、 ご持参いただいたマイナンバーカード で確定申告データを送信します。
取得していない方	申請あり	国税庁が定めるOCR規格に準拠した様式で印刷して書面で提出します。また、手数料（決算書・申告書の印刷費用各500円）を領収させていただきます。
	申請なし	青色申告特別控除55万円（上限）になります。 国税庁が定めるOCR規格に準拠した様式で印刷して書面で提出します。また、手数料（決算書・申告書の印刷費用各500円）を領収させていただきます。

※ ブルーリターンA以外の会計ソフトを利用されている方は、申告会事務局までお問合せください。

※ 優良電子帳簿保存（旧電子保存）の申請書を提出された方は、その控を必ずご持参ください。

注1） 税理士署名による代理送信は所得税のみで、令和6年2月29日（木）提出受付分までを行います。

3. その他

令和5年10月よりインボイス制度が開始されたことにより、消費税確定申告相談会は大変混み合うことが予想されます。また、インボイス制度に対応した記帳（入力）と集計表の作成がない場合は消費税の計算ができませんので、決算準備相談会にお越しになり早めの準備をお願いいたします。

また、消費税と所得税の確定申告相談は原則同時には行いませんのでご了承ください。

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡ください。

TEL 044-911-4616